

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年4月16日

横浜市契約事務受任者  
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

金沢水再生センター特高受変電設備緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

金沢区幸浦一丁目17番地

3 契約日

令和7年3月17日

4 履行日又は履行期間

令和7年3月17日から令和7年7月31日

5 契約金額

3,000,000円（概算）

6 契約の相手方（名称及び所在）

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 神奈川支社 支社長 渡瀬 正樹  
横浜市西区みなとみらい2-2-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

金沢水再生センター特高受変電設備の補機である空気圧縮装置が故障し、遮断器及び断路器の開閉動作ができなくなったため、緊急に対処する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

特高受変電設備の機器は、各構成機器が専門的な知識及び高度な技術をもとに設計され、組み合わせて一体の機能を実現するものであり、三菱電機株式会社の独自の技術により総合的に設計・製作した設備であるため、施工にあたっては、設備の構造を十分熟知した専門の技術者でなければ施工を完了させることはできません。三菱電機プラントエンジニアリング株式会社は三菱電機株式会社のメンテナンスを請け負っている唯一の代理店であり、設備の構造を十分熟知した専門の技術を有し、施工が唯一可能な三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と随意契約いたしました。

9 所管課

下水道河川局 下水道施設部 南部下水道センター